

環境情報

回 覧

平成24年10月

江南市役所 環境課

TEL 54-1111 (内線 407)

「剪定枝・草」の分別について

平成24年6月から可燃ごみの減量と資源の有効利用を目的として、「剪定枝・草」を分別収集していますが、その収集量は、**6月28トン**、**7月34トン**、**8月33トン**でした。

(※可燃ごみの排出量は、広報10月号をご参照ください。)

可燃ごみとして出された「剪定枝・草」も回収はしていますが、堆肥の原料としてリサイクルしますので、できるだけ、資源ごみとして出していただきますようご協力をお願いします。



(※事業所等の「剪定枝・草」は、分別収集に出すことができません。)

★剪定枝・草を出す際は、次のことに注意してください！

- ① 搬入に使用した袋やひもは、回収容器に入れないようにしてください。
- ② 落葉、花、植物のつるや茎^{くき}なども出すことができますが、作物そのもの(ナス・トマトなど)や臭いの強いもの(玉ねぎの葉など)は、可燃ごみとして出してください。
- ③ 葉のついていない部分の枝(切り枝)は、直径15cm未満、長さ60cm未満のものであれば、中型ごみとして出してください。(3束まで)
- ④ 草は、土をよく払ってから出してください。



皆様のご協力をお願いします。